

設計図書の電子的作成・保存の実務講習会

—法令で求められる設計図書の15年保存とは—

【ご案内】

1. 講習会の趣旨

建築士法施行規則第21条関係では、「建築士が業務として作成した設計図書は15年間保存しなければならない」と規定されています。保存方法は、紙の図面に押印をしたもの、もしくはこれを撮影したマイクロフィルムによる保存、あるいは電子的記録による保存の3つの方法が認められています。

この3つの方法のうち、今後はパソコン等にデータとして保存する「電子的記録による保存」が主流になると考えられます。ただし、パソコンにCADデータやPDFファイルを保存しただけでは、法的な条件を満たしません。

では、どのように保存すれば法的に有効なのか？本講習会では、詳細な内容と具体的な保存方法を解説いたします。

2. 開催日時

令和2年2月3日（月） 14時00分～16時25分（13時30分受付開始）

3. 会場

東京都建築士事務所協会会議室（新宿区新宿5-17-17 渡菱ビル3階）

4. 主催者

共催：一般社団法人東京都建築士事務所協会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
後援：公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

5. 受講対象者

建築士事務所の開設者、建築士、その他（会員・非会員）

6. 受講料

会 員：5,500円 会員外：7,700円（テキスト代・消費税込）

支払方法：お申込後、7日以内に下記までお振込ください。

※年末年始を挟む場合は7営業日以内でお願いいたします。

【振込先】三菱UFJ銀行 浜松町支店 普通 1028733

一般社団法人東京都建築士事務所協会

7. 講習形態 映像講習

8. 申込方法 [こちら](#)の応募フォームよりお申込ください。

9. 締切 令和2年1月23日 ※定員（80名）になり次第締切とさせていただきます。

10. CPD 認定プログラム申請予定

11. 時間割 ※映像講習になります

時間	内容	講師
13:30～14:00	受付	
14:00～14:05	あいさつ・趣旨説明	(一社)東京都建築士事務所協会 研修委員会委員長 宮尾 宣央
14:05～14:25	設計図書の電磁的記録による作成と保存についての概要	WG 委員※1 (映像)
14:25～15:30	1. 建築士法における設計図書の15年間保存を電子的に行うための根拠法の解説 2. 「電子署名」「長期署名」の解説とその方法	
15:30～15:40	休憩	
15:40～16:15	3. 保存を行う場合の推奨フォーマットの解説 4. 署名の実務とタイムスタンプ、電子証明書の推奨基準の解説 5. 情報セキュリティの解説	WG 委員 (映像)
16:15～16:25	参考編の解説	

※1 設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン普及促進ワーキンググループ

12. 問合せ先

(一社)東京都建築士事務所協会 担当：増淵、山元

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-17 渡菱ビル 3階

phone: 03 - 3203-2601 Fax: 03-3203-2602 E-Mail: jimu7@taaf.or.jp